

旭川ダム再生 環境検討委員会 公開規定(案)

(目的)

第1条 本規定は、「旭川ダム再生 環境検討委員会」(以下「委員会」という。)規約第4条に規定する、公開方法を定めるものである。

(委員会の公開)

第2条 委員会は原則公開とするが、生物における重要種の情報を取り扱う場合で情報漏洩が懸念される場合は、非公開とすることができる。

- 2 委員会資料は、生物における重要種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料をウェブサイトで公表する。
- 3 委員会の内容は、委員の意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、生物における重要種の情報など公開することが適切でないものを除き、ウェブサイトで公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(委員会の傍聴)

第3条 委員会を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。

- 2 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- 3 委員長は、傍聴者が検討会の進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他検討会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

(施行期日)

この公開規定は令和8年 月 日から施行する。